

# 研究成果報告書概要

北川 邦一

(様式 C19) 準拠

北川邦一(きたがわくにかず)単独研究。社会文化学部・教授。研究者番号：10071292。

研究機関：大手前大学(機関番号 34503)。

研究種目：基盤研究(C)(2)。

研究期間：2003-2005(平成 15-17)年度。

課題番号：15530524。

研究課題：ノルウェーの社会科、宗教・道徳教育及び生活指導に関する比較教育学的調査研究。

## 研究成果の概要

(1) ノルウェー高校の(全日制3年相当)の全生徒必修普通科目「社会科」を日本の関係科目と比べると、前者の教育は政治的影響からの自律性が強く、国定の教科基準事項は限定的で、共通教育内容は明確、教科書は重点事項に記述を絞り内容深く現実性豊かである。

(2) 現行ノルウェー憲法は、福音的ルーテル派キリスト教を国教と定めており、1998年法律第1号「教育法」は、10年制義務制学校の「キリスト教、宗教、人生観に関する科目」*fag KRL*の在り方を定めている。しかし、国教特別扱いに関する国連人権委員会への異議提訴もあって、教育法は2002、05年に改正され、*KRL*は、2006/07学年度からの教育課程全般改訂より早く05年8月に改訂された。国教とその教育の現代的あり方が課題となっている。

(3) 同国では初、中等学校とも管理運営への生徒・親代表参加制度がある。「校則」は通常、各地方自治体内共通内容と学校独自内容から成る。生徒管理・生活指導一般は寛容であるが、出欠など基本的事項の規定は日本より厳格であり、北欧に特有の規定もある。生活指導では「良い学校は明確なきまりを定め、実行し、積極的品行に報いる」という教育研究省 *UFD* の2003年報告書の方針が学校に一定の普及を見た。

(4) 教育行政では2004年、国の省に教育管理庁 *UDIR* が設置され、初等中等教育の管理・開発・研究権限はこれに大幅委任された。諸国際学力調査結果におけるノルウェーの「成果不振」を背景に、保守・中道右派連立政権下で同年、*UFD* と主要な全国的教員団体・教育団体の合意も得て、「初等中等教育における能力開発戦略」*Strategi for kompetanseutvikling i grunnskolingen* (2005-2008) が開始され、2006/07年度初等中等教育課程改革の大筋が定められた。しかし、2005年9月の国会選挙で政権は右派中立連立から中道左派連立に移行し、*UFD* は教育省 *KD* へと改組された。教育政策の変化が注目される。

A COMPARATIVE RESEARCH on RELIGION/ETHICS EDUCATION, SOCIAL STUDY and STUDENT GUIDANCE in NORWEGIAN ELEMENTARY and SECONDARY SCHOOLS

by KITAGAWA, KUNIKAZU / PROFESSOR of SOCIO-CULTURAL DEPARTMENT of OTEMAE

## SUMMARY

### ABSTRACTS of RESEARCH PROJECT

RESEARCHER'S REGISTERED NUMBER: 10071292 / RESEARCH INSTITUTION NUMBER: 34503 / RESEARCH

INSTITUTION: OTEMAE UNIVERSITY / CATEGORY: Grant-in-Aid for Scientific Research (C) / TERM of PROJECT : 2003

-2005 / PROJECT NUMBER:15530524

### SUMMARY OF RESEARCH RESULTS

1. In Norway, compared with in Japan, social studies of upper secondary schools have definite common educational themes, practicability of textbook's contents and educational autonomy from political powers.

2. A kind of Lutheran Christianity is stipulated as the State Religion at the present Constitution of Norway. The Education Act (no.61 in 1998) has the provisions of the subject (*KRL*) in primary and lower secondary schools. *KRL* concerns to the Christianity, other religions, and ethics. But, in recent years, there had been objections against the stipulations by reason of human rights. Under the influence of the objections, the act was revised at 12<sup>th</sup> April 2002 and at 7<sup>th</sup> June 2005.

3. School rules in Norway usually consist of common parts by each local authority and the original parts by each school. The Education Act accepts that the representatives of pupils and/or their parents participate in school administration. After a report at 2003 of the Norwegian Ministry of Education and Research (*UFD*), it has become considered and practiced in not a few schools that desirable school should have definite rules and their actual effects as well as rewards to good behaviors.

4. Bondevik's second cabinet (October 2001 - October 2005) , based on coalition between the Christian People's Party, the Conservative Party and the Liberal Party, promoted deregulation and social competitive system, and nationwide strategy of competence development (*kompentanseutvikling strategi*) in national education. As the background of these promotions, it is said that there were 'slipping of Norwegian pupil's grade' in some international achievement tests. After the national election of September 2005, political power shifted to more left wings. There may be reexaminations to the strategy in the near future.

## 謝 辞

2005年9月1日-同月17日のノルウェー教育の研究調査訪問の案内・通訳は、リフ・ランデ・ルンド Liv Lande Lund さんをお願いした。リフさんは、カリフォルニア大学ロサンゼルス校民族音楽学研究所博士後期課程で民族音楽学を研究しておられる(Ph.D. candidate in Ethnomusicology, Department of Ethnomusicology, University of California Los Angeles)。11歳まで日本で生育、小学校5年生まで京都及び神戸の市立校に通学され、その後ノルウェーに帰国、1995-98年に文部省奨学生として来日、京都市立芸術大学音楽研究科音楽学専攻修士課程終了・同研究科客員研究員、2001-2002年に日本国際交流基金(The Japan Foundation)奨学金で日本でフィールドワークを行うなど総計約15年間日本に在住された。私の難儀な注文にもかかわらず訪問先の調整・案内と通訳の仕事を良く遂行して頂いた。

訪問先・日程設定はリフさんを通じてマリー・グランハイム Marit Granheim さんにお世話頂いた。グランハイムさんは、ノルウェーの中央政府機関である教育管理庁 Utdanningsdirektoratet(英語表記: Directorate for Primary and Secondary Education)の上級研究員 seniorrådgiver(同: Senior adviser)である。ノルウェーの政治・教育変動中のご多忙にもかかわらず特別の御配慮を下された。

ノルウェーの学校・教育行政機関の多くの方々には、今回の訪問においても快く応対して頂いた。

アイビン・ランデさん、ウンニ・ヒュース・オーリンとパール・オーリンの御夫妻、ピヨルン・マング・オークレさん、故マサコ・フクダ・アンデルセンさん等、日本にゆかりのある・あるいはご関心のある方々の、今日迄の御交流・御支援は貴重だった。

北欧教育研究会の方々をはじめ、知人・友人との、日頃の教育、研究の交流が、本研究全般の基盤としても重要だった。

日本・ノルウェーの社会科学関係科目の教育比較に関しては、本報告書第5章執筆の羽山健一さんを始め、松村光庸さん、杉山雅さん、岩本賢治さんたちの御協力を得た。

ノルウェーの学校規則の収集・第一次訳は磯部まどかさんにお願いした。この国の官公庁勤務・特に統計局勤務の経験もあり、ノルウェー語とインターネット情報収集に堪能で親切・機敏な彼女の働きがなければ、本報告書第 部は成り難かった。

本学教職員、とりわけ社会文化学部の各年次科研費研究事務担当職員の方々の支えは、本研究・本報告書作成に不可欠だった。

同朋舎の小森慶一さんは、急な依頼にも拘わらず親切かつ機敏に本報告書作成に尽力して下さった。

ここに心から感謝の意を表します。

2006年6月3日